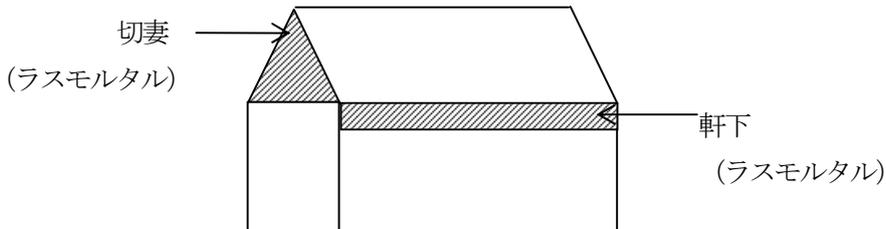


第6 漏電火災警報器

問1 昭和44年11月20日付消防予第265号（消防法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う質疑応答について）問1に対する回答中、「令第22条の壁等が一部分にしか存しない建築物で、壁等に漏電があっても地絡電流が流れる恐れがないと認められるもの」については、令第32条の規定を適用し設置しないことができる旨回答されているが、次図の場合、同回答に該当することとして取扱ってよいかご教示願いたい。

図



切妻及び軒下の壁のみがラスモルタルの場合

答 お見込みのとおり。

【参考】

- 「漏電火災警報器の設置について」（昭和44年11月20日消防予第265号）

問1 建築物の一部に令第22条第1項に定める壁、床又は天井に電気配線がなく、かつ、令第22条第1項の適用を壁等が極めて小さい場合、電気火災警報器の設置は必要か。

答 令第22条第1項の適用を受けることとなる建築物で、次のア又はイに該当するものについては、令第32条の規定を適用し設置しないことができる。

ア 令第22条の壁、床又は天井（以下「壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物の業態から見て壁等に電気配線がなされる見込みがないと認められる建築物

イ 令第22条の壁等が一部分にしか存しない建築物で、壁等に漏電があっても、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの